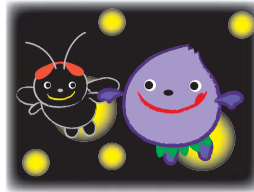




こだいら



ぶるべー



携帯電話用



スマートフォン用

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時 特例給付金 臨時号

発行：小平市 編集：臨時福祉給付金支給事業本部 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp ◇小平市携帯電話用ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m>

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の 申請受付が始まります

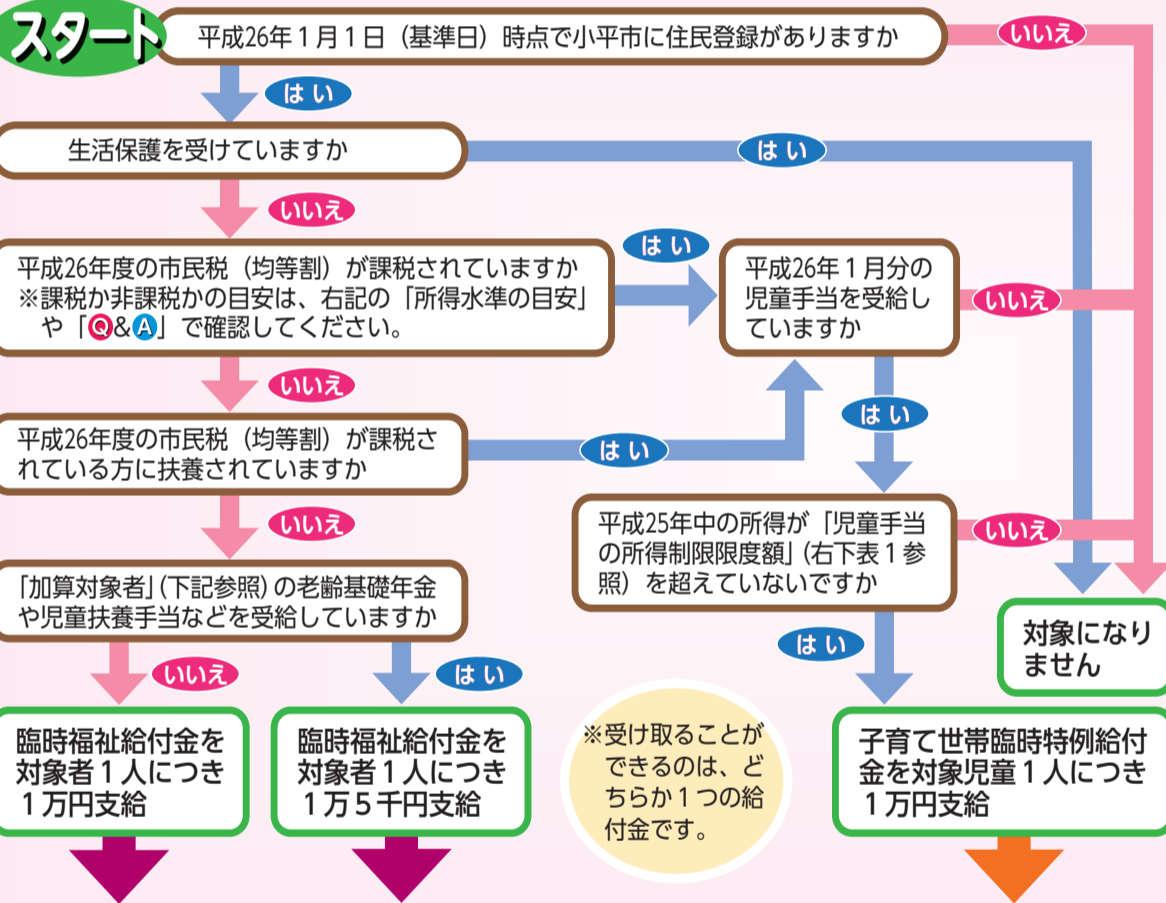
消費税率の引き上げに伴い、低所得者に対する適切な配慮のために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が、また、子育て世帯への影響を緩和するために「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。それぞれの支給対象になる可能性がある方には、市から申請書を送付しますので、支給条件など内容を確認したうえで、該当する場合は、申請手続きを行ってください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 申請自己診断図

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給の対象を確認できる図です。給付金を受けられるかどうかの目安としてご利用ください。

市民税(均等割)が課税されない 所得水準の目安(非課税限度額)

給与所得者		公的年金等受給者		
扶養親族等の数	給与収入額の目安	区分	年金収入額の目安	
0人	100万円以下	単身	65歳以上	155万円以下
			65歳未満	105万円以下
		夫婦	65歳以上	211万円以下
1人	156万円以下	夫婦	65歳未満	171.3万円以下
2人	206万円未満			
3人	256万円未満			



Q & A

Q 自分が平成26年度の市民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか

A 例えば、次のような場合には基本的に課税されています

- ・6月中旬に「平成26年度市民税・都民税税額決定・納税通知書」が届いている
- ・ご自身の給与明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている
- ・平成26年度介護保険料額決定通知書(7月上旬に送付)に記載されている「所得段階区分」が第5~14段階となっている
- ・ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額以上である(上記の所得水準の目安を参照)

臨時福祉給付金とは

【対象】

平成26年1月1日(基準日)に小平市に住民登録があり、平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方

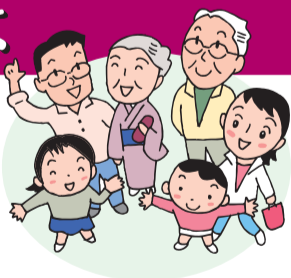
※市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族や生活保護を受けている方などは対象となりません。

【支給額】

- ・1人につき10,000円
- ・加算対象者は、1人につき5,000円を加算(加算分のみ申請はできません)

加算対象者

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者(平成26年1月分の手当等を受給している方)



子育て世帯臨時特例給付金とは

【対象】

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方(表1参照)

【対象児童】

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童(「臨時福祉給付金」の対象となる児童および生活保護の受給者となっている児童などを除く)

※平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童であれば、給付金の申請・支給時に

中学校を卒業している場合でも対象児童になります。

【支給額】

対象児童1人につき10,000円



表1 児童手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	給与収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円